## 富山市霊園内の各墓地における設置基準

### 長岡墓地、北代墓地、岩瀬墓地、新長岡墓地施設基準

1 墓碑等の設置基準

区分	墓碑類の総高	墓碑類の幅	備 考
長岡墓地、北	制限なし	制限なし	
代墓地、岩瀬			
墓地			
新長岡墓地	囲障の上辺か	1. 1 5 メート	(1)墓碑の正面は、道
(市長が別	ら1.62メー	ル以内	路に平行して設置
に定める区	トル		すること。
域を除く。)			(2) 最下段の台石背
			部と背部境界線と
			の間隔は、0.3
			メートルとするこ
			と。
			(3) 最下段の台石線
			と左右の隣接境界
			線との間隔は均等
			にすること。

- 2 塀及び竹垣は、設置しないこと。
- 3 植樹する樹木は、道路及び隣接地に障害を及ぼさない程度の大きさの とすること。
- 4 墓碑の設置工事において、基礎固めをするなど墓碑が傾倒し、又は沈 下しないよう設置すること。

#### 富山霊園施設基準

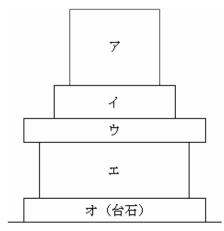
1 墓碑等の設置基準

豆 八	世神哲の処古	古のちのに	/
区分	墓碑類の総高	墓碑類の幅	備 考
4平方メートル	囲障の上辺か	1. 15メート	最下段の台石背部と
5平方メートル	ら1.17メー	ル以内	背部境界線との間隔
6平方メートル	トル		は0.3メートルと
8平方メートル			する。
7.5平方メー	囲障の上辺か	1. 50メート	
トル	ら1. 32メー	ル以内	
10平方メート	トル		
ル			
12平方メート	囲障の上辺か	2. 00メート	(1) 最下段の台石背
ル	ら1.80メー	ル以内	部と背部境界線と
	トル以内		の間隔は、0.5
			メートルとする。
			(2) 隣接境界線と最
			下段石との間隔は
			0.5メートル以
			上とする。
			エ こ タ ゚┛ 。

- 2 塀、竹垣その他の工作物の設置、又は樹木を植えないこと。ただし、市長の指定する区域において、特に市長の承認を得て塀、竹垣の類を設置することができる。また、市長の指定する樹木についても、植樹する樹木は、道路及び隣接地に障害を及ぼさない程度の大きさにかぎり同様とする。
- 3 墓碑の設置工事において、基礎固めをするなど墓碑が傾倒し、又は沈下しないよう設置すること。
- 4 墓碑の正面は、道路に平行して設置すること。ただし、市長の指定する る区域においては、この限りでない。
- 5 市長の指定する区域において、他の墓所から移転した墓石及び特に市長の承認を受けた墓碑については、第1項の規定を適用せず、また、同項の規定にかかわらず、最下段の台石背部と背部境界線との間隔は0.3メートルに、隣接境界線及び正面境界線と最下段の台石線との間隔は0.15メートル以上あけて設置することができる。

# 大沢野墓地公園施設基準

# 1 墓碑区分



区分	$A \sim F \boxtimes$	画
墓碑	高さ	1. 24メートル
	幅	1. 21メートル
	奥行	1. 14メートル
配置	1 墓碑	区分オの台石背部と背部境界
	区画内	1側との間隔は0.15メートル
	とする	こと。
	2 最下	「段の台石線と左右の隣接境界
	線との	間隔は均等にすること。

## 2 墓碑区分別設置基準

区分	基準型		
6万	墓碑類の総高	墓碑類の幅	墓碑類の奥行
ア	0.52メートル	0.76メートル	上部 0. 2 0 メートル 下部 0. 3 0 メートル
イ	0.18メートル	0.90メートル	0.60メートル
ウ	0.12メートル	1.21メートル	1. 14メートル
工	0.36メートル	1.06メートル	0.98メートル
オ	0.06メートル	1.21メートル	1. 14メートル

区分	G区画	
墓碑	高さ	1.60メートル
	幅	1. 21メートル
	奥行	1. 14メートル
配置	1 最下段の台石背部	部と背部境界区画内側
	との間隔は0.15	メートルとすること。
	2 最下段の台石線と	左右の隣接境界線と
	の間隔は均等にする	らこと。

#### 大山墓地公園墓地施設基準

1 墓碑等の設置基準

墓碑類の総高	備 考
3.00メートル以内	(1) 墓碑の正面は、道路に平行して設置すること。 (2) 最下段の台石背部と背部境界線との間隔は 0.3メートル以上とすること。 (3) 隣接境界線と最下段石との間隔は 0.3メートル以上とすること。

2 墓碑の回りの植栽は根張りの少ないものとし、高さは1メートル以内 に刈り止めること。

### 速星墓地公園施設基準

1 墓碑等の設置基準

墓碑類の総高	設置限度数	備考
2.00メートル以内	3 基以内	<ul><li>(1)最下段の台石背部と背部境界区画内側との間隔は0.2メートル以上とすること。</li><li>(2)隣接境界線と最下段石との間隔は0.2メートル以上とすること。</li></ul>

- 2 塀の高さは現地面から0.6メートル以内とし、境界縁石の内側まで ひかえること。
- 3 植樹する樹木の高さは、現地面から1.5メートル以内とし、通路及 び隣接地に障害を及ぼさないこと。

### 婦負斎場墓地公苑施設基準

1 墓碑等の設置基準

区分	墓碑の総高	隣接境界線との間隔
4平方メートル	1.88メートル以内	0.2メートル以上
5 平方メートル	1.88メートル以内	0.3メートル以上
6 平方メートル	2.50メートル以内	0.3メートル以上

- 2 塀、竹垣及び樹木等を植えないこと。
- 3 墓碑の正面は、道路に平行して設置すること。